

# 破産手続について

# 1-1.申立等

- 破産手続開始の申立て
  - 債権者、債務者、法人である債務者の理事・取締役等は、破産手続開始の申立てをすることができる(破産法第18条第1項、法第19条第1項、2項)。
    - 特別法において監督庁に申立てを認める例がある(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490第1項)。
  - 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない(破産法第18条第2項)。
    - 債権者申立の場合に、債権の存在と破産手続開始原因事実の疎明が必要とされるのは、破産手続開始申立てが他の債権者や債務者に与える影響が大きいことを考慮して、無益または有害な申立てがなされることを防ぐためである。
    - 開始原因については「2. 破産手続開始原因」を参照。
- 費用の予納
  - 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない(法第22条第1項)。  
(費用の予納については「1-2. 予納金」を参照)。
- 破産手続開始の決定
  - 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、破産障害事由がある場合を除き、破産手続開始の決定をする(法第30条第1項)。
    - 開始決定のためには、開始原因事実が証明されることが必要である。
- 管轄
  - 債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍所在地を管轄する地方裁判所に専属する(法第5条第1項、第6条)。

## 1-2. 予納金

- 予納金制度の趣旨
  - 破産手続に必要な費用は、破産債権者が共同で負担すべきものであるから、財団債権として破産財団から優先的に支払われるはずのものであるが、現実に破産管財人が財産を管理をする前には支払いが不可能であるし、財団の規模自体が費用を償うに足るものかどうかも判明していない。そこで法は、これらの費用を償う財源を一時的に破産手続開始申立人に求めるもの。
  - 実際上の機能としては、破産手続開始申立ての濫用を防止することもある。
- 予納金の額

予納金額は、破産財団となるべき財産及び債務者の負債（債権者の数を含む。）の状況その他の事情を考慮して裁判所が定める（破産規則第18条第1項）。予納金額決定については、裁判所に裁量権がある。
- 納付義務者
  - 申立人の属性（債務者であるか債権者であるか）を問わず一律に予納義務を課した（法第22条第1項）。
  - また、破産手続開始決定があるまでの間において、予納した費用が不足するときは、裁判所は、申立人に、更に予納させることができる（規則第18条第2項）。
- 国庫仮支弁
  - 破産手続が、債権者および債務者をはじめ様々な利害関係人の利益を調整するとともに、公益的な要素をも含む手続であることを考慮し、裁判所が、申立人の資力、破産財団となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人および利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができるものとしている（法第23条第1項）。
  - 国庫仮支弁がなされるときには、申立人に予納義務が課されない（法第23条第2項）
  - 仮支弁が行われた場合の国の支弁金返還請求権は、財団債権として、破産財団から償還される。

## 2.破産手続開始原因

### ● 破産手続開始原因

- 債務者が支払不能であること(法第15条第1項)。
- 債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する(法第15条第2項)。
- 債務者が法人の場合は、支払不能だけでなく、債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)も破産原因となる(法第16条第1項)。

#### □ 支払不能とは...

債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう(法第2条第11項)。

##### ✓ 支払能力とは...

弁済能力の欠乏は、財産、信用あるいは労務による収入のいずれをとっても、債務を支払う能力がないことを意味する。(東京高裁昭33年7月5日決定)。たとえ、財産があっても、その換価が困難であれば、支払い不能とされるし、逆に財産がなくとも、信用や収入にもとづく弁済能力があれば、支払不能とはされない。

##### ✓ 一般的とは...

総債務の弁済について債務者の資力が不足しているという意味である。

##### ✓ 継続的とは...

一時的な手元不如意を排除する趣旨である。

## 3-1.破産手続開始前の保全措置

- 破産法は、債務者の財産散逸の防止、債権者間の公平を図る観点から、破産手続開始前の保全措置につき、いくつかの類型を設けている。
  - **中止命令(法第24条)**

債権者が債務者の財産に対して強制執行等をしているときは、債権者の実質的平等を害することから、必要が認められるときは、その中止を命ずることができる。
  - **包括的禁止命令(法第25条)**

破産財団保全のために将来多発することが予想される強制執行等(国税滞納処分を含む)をあらかじめ禁止するもの。特質として、将来行われることが予想される強制執行をも予め禁止の対象とする予防性と、執行債権者を特定しない包括性があげられる。
  - **保全処分(法第28条)**

代表的な例として仮差押え、仮処分、弁済禁止、借財禁止等がある。
  - **保全管理命令(法第91条)**

債務者の財産についての管理処分権を当該債務者から奪って、保全管理人に専属させる。

(園尾隆司他編『新・裁判実務体系 新版破産法』p78-94)

## 3-2. 保全管理命令

- 保全管理命令は債務者の財産についての管理処分権を当該債務者から奪って、保全管理人に専属させるものであり、破産手続開始前に開始決定があったのと同様の強力な効果をもたらすものであるから、債務者の財産散逸を防ぐ最も強力な手段となる。
- 効果が大きいだけに、特に継続中の企業に対して発令する場合は、保全管理命令が企業の信用低下、取引停止につながることもあり、債務者に及ぼす影響が極めて大きい。
- 保全管理命令の要件(法第91条第1項)
  - 債務者の財産の管理及び処分が失当であるとき
  - その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるとき
- 破産法上の保全管理命令は、民事再生法上の保全管理命令と異なり債務者への審尋を必要としない(法第91条第1項)。
- 保全管理命令が発令された事案
  - 債権者申立型...債務者が破産手続開始の申立てを知って、財産を処分したり、隠匿したりする虞れが強い場合に発令される。例として住宅債権管理機構が不動産会社に申立てた破産事件等
  - 牽連破産型...再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画の不認可又は再生計画の取消しの決定が確定した場合に、債務者に破産手続開始原因があるときは、裁判所は、職権で破産手続開始の決定ができる。この際必要があるときは、保全管理命令を命ずることができる。(民事再生法第251条第1項)。
  - 資産毀損防止型...債務者の営業が免許制になっている場合、破産手続開始が営業免許の取消事由とされている場合があり、保全管理人に財産の管理処分権を移し、保全管理人の手で営業上の地位を売却したうえで破産手続開始するということが行われている(築地市場内の卸売業者の自己破産等)。
  - 慎重審理型...破産原因の認定に慎重を期すべき場合(役員間に意思の一致が見られない準自己破産等)
  - その他破産手続を開始することが不適当な場合...顧客保護型(証券会社の破たんにおいて、一般投資家からの預かり資産返還を保全管理人の弁済禁止行為の対象から除外し、一般投資家に対する返還、弁済が終了した段階で破産宣告を行った事例)、債権者多数型(近時は行われていない)などがある。(園尾他編・前掲書p81-84)

### 3-3. 保全管理人の権限・業務

- 債務者の財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する(法第93条第1項)。
- 保全管理人には主として破産管財人の権限の規定(法第78条第2項から第6項)が準用される(法第93条第3項)。
- 保全管理人は、否認権の行使、役員の実任調査の申立てなどにはできないが、否認権のための保全処分や役員の実任調査に対する保全処分を申し立てることができる(法第171条、法第177条第2項)。

## 4. 破産手続開始の主な効果

- 破産者が破産手続開始の時に於いて有する一切の財産の破産財団化(法第34条第1項)。
- 破産者の破産財団に属する財産の管理及び処分する権利の喪失とこれらの破産管財人への専属(法第78条第1項)。
- 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係において、その効力を主張することができない(法第47条)。
- 破産債権者の個別的権利行使の禁止(法第100条第1項)。
- 破産財団に属する財産に対する強制執行等他の手続の失効等(法第42条)。
- 破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続の中断(法第44条)。
- 破産者の説明義務の発生(法第40条第1項)。    » 詳細は後述
- 破産者の重要財産開示義務の発生(法第41条)。    » 詳細は後述



## ● 説明義務とは

- 破産者、その代理人、法人の役員等及び従業者(裁判所の許可がある場合に限る。)が、破産管財人、債権者委員会または債権者集会の求めに応じて破産に関して必要な説明をしなければならない。過去にそれらの地位にあった者についても同様である(法40条)。
- この説明義務は破産者の財産の内容や所在、破産に至った経緯などに関する情報を提供させて、破産管財人の管財事務遂行の資料とし、また破産債権者が管財事務に対する監督を行うための資料を提供させるためのものである。
- この義務に対する違反は、説明及び検査の拒絶等の罪(法第268条第1項、第2項)となり、また免責不許可事由となる(法第252第1項第11号)。

## ● 重要財産の開示義務とは

- 破産者は、破産手続開始の決定後遅滞なく、その所有する不動産、現金、有価証券、預貯金その他裁判所が指定する財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない(法第41条)。
- 破産財団に関連する情報を提供するという点では、説明義務と同趣旨のものであるが、破産管財人などからの求めの有無にかかわらず、裁判所に対して定型的に重要財産に関する書面による開示義務を課したところに、特徴がある。
- この義務に対する違反は、重要財産開示拒絶等の罪となり(法第269条)、また免責不可事由となる(法第252条第1項第11号)。

## ● 業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪(法第270条)

- 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した場合など

## ● 審尋における説明拒絶等の罪(法第271条)

- 債務者が、破産手続開始の申立て(債務者以外の者がしたものを除く。)又は免責許可の申立てについての審尋において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたとき

## 5.破産財団の管理

### ● 破産財団の管理

- 破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は破産管財人に専属するが(法第78条第1項)、これを背景として破産管財人は、就職の後直ちに破産財団に属する財産の管理に着手しなければならない(法第79条)。これは、倒産後に時間が経過すると財産や帳簿などが散逸し、破産財団の管理が困難になるためである。
  
- 破産管財人は、破産財団管理の一環として、財産の封印(法第155条第1項)、帳簿の閉鎖(法第155条第2項)、郵便物等の管理(法第81条第1項)など、破産財団の現状を把握し、その変更を防ぐための措置をとることができる。
  - 封印執行  
裁判所書記官、執行官又は公証人に破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる(法第155条第1項)。なお、封印を破棄すると、刑事罰が課される(刑法第96条)。  
管財人による占有管理は、対象財産を直接占有して行うが、破産管財人の占有管理の明示方法としては、破産管財人名での公示書で行うのが一般的である。
  
- 引渡命令  
管理すべき財産について破産者が占有しているものについては、破産管財人が破産者から引渡しを受けるが、破産者が任意の引渡しを拒絶するときには、裁判所に当該財産の引渡しを命ずべき旨を申し立て、裁判所が決定でその旨を命じる(法第156条第1項)。
  
- 破産管財人による調査等(法第83条)  
破産管財人は、破産者、破産者の代理人、法人である破産者の役員、破産者の従業者および代理人、役員、従業者の地位にあった者に対して、破産に関し必要な説明を求め、又は破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。  
また、破産管財人は、その職務を行うため必要があるときは、破産者の子会社等に対して、その業務及び財産の状況につき説明を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(園尾他編・前掲書p160)

## 6.大規模破産事件の特則等

- 管轄
  - 破産債権となるべき債権を有する債権者の数が500人以上であるときは、管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、申立てをすることができる(法第5条第8項)。また、債権者の数が1000人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、申立てをすることができる(同条第9項)。
- 破産債権者への通知等の特則
  - 知っている破産債権者の数が1000人以上であり、かつ相当と認めるときは、裁判所は破産手続開始の通知以外の破産債権者に対する通知をせず、かつ債権届出をした破産債権者に対する債権者集会への呼出しをしない決定をすることができる(法第31条第5項)。この場合にも、裁判所は、破産債権者に対する周知を図るために、破産管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であって裁判所の定めるものにより、一定の事項を破産債権者が知ることができる状態に置く措置を執るものとするすることができる(破産規則第20条第3項)。
- 代理委員
  - 破産債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる(法第110条第1項)。
  - 代理委員は、これを選任した破産債権者のために、破産手続に属する一切の行為をすることができる(同条第2項)。
  - 事実上または法律上同種の原因に基づく同種の債権等を有する債権者が多数存在する場合には、これらの多数の債権者の権利を一括して代理する者がいれば、破産債権者としても、破産手続内で権利の行使がしやすくなり、破産債権者の破産手続への参加の機会の確保に資する。
  - 例としてゴルフ場を経営する会社の破産事件における多数のゴルフ会員権者、多数の従業員を擁する企業が未払の労働債権を抱えたまま破産した事件における従業員等が想定される。また、耐震偽装問題によって破産した不動産業者の破産事件では、マンション購入者の有する破産会社に対する瑕疵担保請求権の範囲が各マンションの耐震強度等によって異なるため、マンションごとに代理委員を選任した例がある。